

第4章 市民と議会の関係

(市民参画及び市民との連携)

第11条 議会は、常に市民の多様な意見を反映させる議会運営を行うため、議会活動における市民参画(市民が、市の政策の立案、実施及び評価等の過程に主体的に参加し、市政の意思決定に関わることをいう。)の促進、市民と連携した政策の立案、及び市長等の行政の執行状況に対する監視活動が実現できるように努めなければならない。

(議会報告会の開催)

第12条 議会は、議会活動についての市民に対する報告をし、及び市民との意見交換をするため、原則として全議員の出席の下で、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議決状況等の公表)

第13条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、各議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

(議会広報活動の充実及び強化)

第14条 議会は、市民に対し、市政及び議会活動に関する情報を適切に伝達するため、議会広報活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 議会は、議会広報活動の充実及び強化を図るため、議会広報委員会を置く。

3 前項に定めるもののほか、議会広報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 市長等と議会及び議員の関係

(緊張関係の保持)

第15条 議員は、二元代表制の趣旨に照らし、議会における審議等において、市長等と常に緊張関係を保つように努めなければならない。

(一問一答方式)

第16条 議会の会議における議員及び市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

(質疑に対する答弁)

第17条 法第121条の規定により議場に出席した者及び小山市議会委員会条例の定めにより委員会の会議に出席した者は、本会議にあつては小山市議会議長(以下「議長」という。)、委員会にあつては各委員会の委員長の許可を得て、論点及び争点の整理をするために質疑の趣旨を確認した上で、議員の質疑に対し答弁することができるものとする。

(議員の文書による質問)

第18条 議員は、会期中又は閉会中のいずれかにかかわらず、議会活動に必要と認めるときは、議長を経由して市長等に対して文書により質問することができるものとする。この場合において、市長等は、文書により回答を行うものとする。

(議決事件の説明)

第19条 議会は、市長が提案する条例案、予算案、決算その他の議決事件について審議等を行うに当たっては、その背景、代替案との比較、総合計画上の位置付け、関係法令

等、財源措置、政策等の効果予測、将来にわたるコスト計算その他の審議に必要な資料（以下「説明資料」という。）を冊子化した上で、関係議員に対する配布及び説明を行うよう、市長等に対し求めるものとする。

2 説明資料のうち、条例案に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例案の提案理由についての説明
- (2) 条例案に係る新旧対照表(改正の場合)
- (3) 条例案に関連する法令、条例等の参照条文
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例案の審議等に必要であると認める資料

3 説明資料のうち、予算案及び決算に係るものは、施策別又は事業別に分かりやすくまとめた内容のものとする。

(行政の執行状況の監視)

第20条 議会は、市長等の行政の執行状況について不断に調査及び監視をし、適切な執行がなされていないと認めるときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。